

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 男性職員に対して育児休業の取得促進を行う。

<対 策>

令和2年度4月～ これまで育児休業を取得した男性職員が存在しない為、男性で
も育児休業を取得できるということを職員へ周知し、男性職員
の育児休業取得を促進する。

目標2 全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間13日以上とする。

<対 策>

令和2年度4月～ 年10日以上有給休暇が付与される職員に対して、法定
通り年5日以上必ず付与を行うとともに、有給休暇を活用した
バースデー休暇やリフレッシュ休暇の取得促進を行う。

目標3 新卒採用において、若年者に対するインターンシップ及び職場体験機会を
提供し、就業体験を通じた雇入れを行う。

<対 策>

令和2年度8月～ 新卒採用において、インターンシップまたは職場体験の機会を
若年者に対して平等に提供し、就業意欲の向上につなげるとと
もに、入職後のギャップを低減できるようにする。

以上